

指定通所介護 利用料金表

（第2 デイサービス万葉の里）

（利用料金）

法定代理受領（通常）の場合は、負担割合証に記載された利用者負担割合の額となります。

併設通所介護サービス基本料（1日あたり）

介 護 度	介護度別利用料 【通常規模型事業所】	自己負担		
		1割	2割	3割
介護度 1	6, 6 7 2 円	6 6 8 円	1, 3 3 5 円	2, 0 0 2 円
介護度 2	7, 8 7 8 円	7 8 8 円	1, 5 7 6 円	2, 3 6 4 円
介護度 3	9, 1 2 6 円	9 1 3 円	1, 8 2 6 円	2, 7 3 8 円
介護度 4	1 0, 3 7 3 円	1, 0 3 8 円	2, 0 7 5 円	3, 1 1 2 円
介護度 5	1 1, 6 4 0 円	1, 1 6 4 円	2, 3 2 8 円	3, 4 9 2 円
		1割	2割	3割
①入浴介助加算（Ⅰ）	4 0 5 円	4 1 円	8 1 円	1 2 2 円
②入浴介助加算（Ⅱ）	5 5 7 円	5 6 円	1 1 2 円	1 6 8 円
③個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	5 6 7 円	5 7 円	1 1 4 円	1 7 1 円
④個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	7 7 0 円	7 7 円	1 5 4 円	2 3 1 円
⑤中重度者ケア体制加算	4 5 6 円	4 6 円	9 2 円	1 3 7 円
⑥サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 0 円	6 円	1 2 円	1 8 円
⑦科学的介護推進体制加算（1月につき）	4 0 5 円	4 1 円	8 1 円	1 2 2 円

※介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）…基本サービス費に各加算を足した1カ月分の自己負担額合計の9.0%が算定されます。ただし、足していただく加算はそれぞれ異なります。

※利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合は、片道につき476円（自己負担1割48円、2割96円、3割143円）の減算となります。

※ご利用料の計算について

介護保険給付の対象分のご利用料は、国が定めた報酬単位に基づき、各月毎に1日から月末の利用回数（日数）で合計した総単位数と、国が定めた地域単価により計算いたします。

（令和6年4月より竜王町は1単位10.14円となっております）

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金を一旦、保留とさせて頂き認定後に一括して請求させていただきます。

(1) 介護保険給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

食 費	栄養士が作成する献立表により、栄養やご利用者の身体状況を配慮した食事を提供します。(食費は、介護保険給付対象外で実費負担となります)	1日あたり 830円
竜王町、東近江市蒲生地区以外の送迎	通常の実施区域を越える地域の場合	通常の事業実施区域を越えた地点より1km当たり100円
延長利用料金	一日に9時間以上サービスをご利用いただいた場合の費用	30分ごとに500円
取 消 料	前日の午後5時までに欠席の連絡がない場合の費用	自己負担相当額
レクリエーション費及び教養娯楽費	ご利用者の希望によりレクリエーションなどに参加した場合の材料代等の実施	実 費
複写物の交付	ご利用者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担頂きます。	1枚につき10円
文 書 料	ご利用者の通所証明等の費用	1通につき300円
通常の食事以外の食品	・パン食 (パンのみ) ・ 〃 (パン+牛乳) ・栄養補助食品	1食 110円 1食 210円 1食 275円
日常生活上必要となる諸費用	日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者にご負担頂くことが適当であるものの費用	実 費

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合には、相当な額に変更することがあります。その場合は、変更の内容と変更する事由について事前にご説明します。

竜王町介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）利用料金表
（第2デイサービス万葉の里）

（利用料金）

法定代理受領（通常）の場合は、負担割合証に記載された利用者負担割合の額となります。
 サービス基本料（1月につき）

介 護 度	介護度別利用料	自己負担		
		1割	2割	3割
事業対象者・要支援1	18,231円	1,824円	3,647円	5,470円
事業対象者・要支援2	36,716円	3,672円	7,344円	11,015円
①生活機能向上グループ活動加算	1,014円	102円	203円	305円
②栄養改善加算	2,028円（月2回まで）	203円	406円	609円
③口腔機能向上加算（Ⅰ）	1,521円（月2回まで）	153円	305円	457円
④	Ⅱ 1,622円	163円	325円	487円
⑤一体的サービス提供加算	4,867円	487円	974円	1,461円
⑥サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		25円	49円	73円
事業対象者要支援1	243円	49円	98円	146円
要支援2	486円	41円	81円	122円
⑦科学的介護推進体制加算	405円			

※介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）…基本サービス費に各加算を足した1ヵ月分の自己負担額合計の9.0%が算定されます。ただし、足していただく加算はそれぞれ異なります。

※利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合は、片道につき476円（自己負担1割48円、2割96円、3割143円）の減算となります。

※ご利用料の計算について

介護保険給付の対象分のご利用料は、国が定めた報酬単位に基づき、各月毎に1日から月末の利用回数（日数）で合計した総単位数と、国が定めた地域単価により計算いたします。

（令和6年4月より竜王町は1単位10.14円となっております）

☆ご利用者がまだ要支援認定等を受けていない場合には、いったん保留とさせていただき、認定後に一括して請求をさせて頂くこととなります。

（2）第1号事業支給費の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

食事サービス	栄養士が作成する献立表により、栄養やご契約者の身体状況を配慮した食事を提供します。（食費は第1号事業支給費対象外で、実費負担となります）	1日あたり 830円
レクリエーション費及び教養娯楽費	ご利用者の希望によりレクリエーション等に参加した場合の材料代等	実 費

複写物の交付	ご利用者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担頂きます。	1枚につき10円
文書料	ご利用者の通所証明等の費用	1通につき300円
通常の食事以外の食品	・パン食（パンのみ） ・ 〃 （パン＋牛乳） ・栄養補助食品	1食 110円 1食 210円 1食 275円
日常生活上必要となる諸費用	日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担頂くことが適当であるものの費用	実 費

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、変更の内容と変更する事由について、事前にご説明します。

東近江市介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）利用料金表
（第2デイサービス万葉の里）

（利用料金）

法定代理受領（通常）の場合は、負担割合証に記載された利用者負担割合の額となります。
 サービス基本料（1日につき）

介 護 度	介護度別利用料	自己負担		
		1割	2割	3割
事業対象者・要支援1	4,421円	443円	885円	1,327円
要支援2	4,532円	454円	907円	1,360円
① サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1月につき） 事業対象者・要支援1 要支援2（週1回程度）243円 要支援2（週2回程度）486円		25円	49円	73円
		49円	98円	146円
		41円	81円	122円
② 科学的介護推進体制加算（1月につき）405円				

※介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）…基本サービス費に各加算を足した1カ月分の自己負担額合計の9.0%が算定されます。ただし、足していただく加算はそれぞれ異なります。

※利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合は、片道につき476円（自己負担1割48円、2割96円、3割143円）の減算となります。

※ご利用料の計算について

介護保険給付の対象分のご利用料は、国が定めた報酬単位に基づき、各月毎に1日から月末の利用回数（日数）で合計した総単位数と、国が定めた地域単価により計算いたします。

（令和6年4月より竜王町は1単位10.14円となっております）

☆ご利用者がまだ要支援認定等を受けていない場合には、いったん保留とさせていただき、認定後に一括して請求をさせて頂くこととなります。

（2）第1号事業支給費の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

食事サービス	栄養士が作成する献立表により、栄養やご契約者の身体状況を配慮した食事を提供します。（食費は第1号事業支給費対象外で、実費負担となります）	1日あたり 830円
レクリエーション費及び教養娯楽費	ご利用者の希望によりレクリエーション等に参加した場合の材料代等	実 費
複写物の交付	ご利用者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担頂きます。	1枚につき10円
文 書 料	ご利用者の通所証明等の費用	1通につき300円

通常の食事以外の食品	・パン食（パンのみ）	1食 110円
	・ 〃 （パン＋牛乳）	1食 210円
	・栄養補助食品	1食 275円
日常生活上必要となる諸費用	日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担頂くことが適当であるものの費用	実 費

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、変更の内容と変更する事由について、事前にご説明します。